

一般財団法人藤枝市勤労者福祉サービスセンター会員紹介奨励金支給 規程

平成 25 年 4 月 1 日 規程第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般財団法人藤枝市勤労者福祉サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）の会員拡大を図るため、会員が加入資格のある者（以下「新規加入者」という。）を紹介した場合の紹介奨励金の支給等について必要な事項を定めるものとする。

(新規加入者等)

第 2 条 新規加入者等とは、サービスセンター会員資格及び会費等に関する規程（一般財団法人藤枝市勤労者福祉サービスセンター規程第 1 号。以下「会員資格規程」という。）第 2 条第 1 項定める者をいう。

(紹介奨励金)

第 3 条 紹介奨励金は、新規加入者 1 名につき 800 円とする。ただし、その支給額は 1 か月につき、50,000 円を限度とする。

(紹介手続き)

第 4 条 会員が新規加入者等を紹介するときは、別紙紹介カードをサービスセンター事務局に提出しなければならない。

(事業説明会)

第 5 条 サービスセンター担当者職員は、前条により紹介された新規加入者等に対し、サービスセンターの事業内容及び加入手続き等について説明するものとする。

(紹介奨励金)

第 6 条 紹介奨励金の支給基準は、第 4 条による紹介カードにより新たに加入した人数を基準とし、その後、追加等により加入した人数は対象外とする。

(紹介奨励金の支給)

第 7 条 紹介奨励金は、新規加入者等がサービスセンターに加入した後、会員資格規程第 9 条に定める入会金及び会費を 3 か月以上納入した時点で支給するものとする。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

